

## 農林水産大臣が指定する症状を呈した家畜を発見したときの届出方法と届出事項

次に掲げる事項を口頭でしなければならない

1. 届出者の氏名又は名称及び住所
2. 所有者の氏名又は名称及び住所
3. 特定症状の内容
4. 当該家畜(死亡した家畜を含む。)の種類、性及び年齢(不明のときは、推定年齢)
5. 当該家畜又はその死体の所在の場所
6. 発見の年月日時
7. 発見時における同一の農場のその他の家畜の状態
8. その他参考となるべき事項

### 届出先

東京都家畜保健衛生所

東京都西多摩郡日の出町大字平井 2759

電話 042-588-7171

ファクシミリ 042-597-5656

緊急時の夜間休日等時間外の届出先(携帯電話) 090-6941-4315